

千葉県における濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について R4.7.22改正

令和4年3月16日付け（令和4年7月22日一部改正）で国から事務連絡があり、オミクロン株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の対応について示された。

⇒本県の感染状況を踏まえ、当面の間、保健所及び学校等において以下のとおり対応することとする。

感染者の発生場所 対応	同居家族	ハイリスク施設 （※1） 及び医療機関	事業所等		クラスター発生施設
			事業所等（右記を除く） 注）保育所、幼稚園、認定こども園を含む	小学校、義務教育学校、特別支援学校、中学校、高等学校、放課後児童クラブ	
積極的疫学調査	保健所が濃厚接触者を特定 ・原則、SMS等で同一世帯内の全ての同居者を濃厚接触者とするを周知することにより特定する	保健所が積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定 ・原則、保健所が調査を実施するが、陽性者の確認された事業所が濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示し、保健所が認定する対応も可能 ・ハイリスク施設は、感染者が1名以上発生したら主管課へ報告	実施しない	学校（放課後児童クラブは除く）が感染リスクの高い者（※2）を確認 ・感染リスクの高い者のリストを保健所に提示する必要はない 放課後児童クラブの取扱いは（※4）参照	保健所が積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
濃厚接触者の待機期間	原則5日間（6日目解除） ・抗原定性検査キットにより2,3日目に検査し、陰性であった場合は3日目から解除可能（※3）			原則5日間（6日目解除） ・抗原定性検査キットにより2,3日目に検査し、陰性であった場合は3日目から解除可能（※3） ・学校が確認した感染リスクの高い者を含む	原則5日間（6日目解除） ・抗原定性検査キットにより2,3日目に検査し、陰性であった場合は3日目から解除可能（※3） ・学校が確認した感染リスクの高い者を含む
濃厚接触者となった従事者・職員等の業務従事		毎日検査により従事可 ・同居家族の陽性判明により濃厚接触者となった場合等を含む		毎日検査により従事可 ・学校が確認した感染リスクの高い者に限る	クラスターの発生した施設の業種に準じる

※1 高齢者施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所）及び障害児者施設（障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る。）、福祉ホーム、短期入所事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練事業所、障害児入所施設）

※2 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」で示す濃厚接触者に相当する者をいう。例えば、会話の際にマスクを着用していない者など感染対策を行わずに飲食を共にした者など

※3 7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用する等の感染対策を求める

※4 原則、陽性者の確認された放課後児童クラブから濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示し、保健所が認定する対応